

I 平成18年度教育計画

1 教育の目標

福生市教育委員会は、子どもたちが、知性・感性・道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、人権尊重の精神を基調として、思いやりと規範意識のある人間、社会・地域の一員として貢献しようとする人間、個性と創造力豊かな人間、国際社会の信頼と尊敬を得る人間を育成する教育を推進する。

また、生涯学習を振興し、市民のだれもがあらゆる場で学び続けることのできる社会の実現を図る。

教育は、学校・家庭・地域の三者が互いに手を携えて責任を果たしてこそ、その成果があるものとの認識に立って、すべての市民が参加する教育を目指す。

2 基本方針

福生市教育委員会は「教育目標」を達成するために、次の「基本方針」に基づき、創意ある教育施策を総合的に推進する。

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

福生市に生活するすべての市民が、人権尊重の理念を正しく理解し、生命尊重や思いやりの心、社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を一層はぐくむことが必要である。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深める機会を充実し、公共心を持ち自立した個人を育てる教育を推進する。

- 1 人権尊重の理念を広く定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすために、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を推進する。

人権施策推進指針に示された、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、路上生活者、その他の人権問題などの課題について、差別意識の解消を図る人権教育を学校教育、社会教育を通じて効果的に進める。

- 2 子どもたちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けることができるよう、心に響く道徳教育の充実、推進を図る。また、社会貢献の精神をはぐくむために、小・中学校が連携して「輝け福生いきいき活動」を実施するとともに、「心の東京革命」教育推進プランを踏まえて、家庭や地域と連携した、社会体験・奉仕活動や文化・スポーツ活動など体験的な活動を中心とした教育を推進する。

- 3 子どもたちが、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域の連携のもとに、「心とからだの健康づくり」を推進する。
- 4 学校においては、子どもたちの健全育成について、全教職員の共通理解に立った指導方針・指導体制を確立し、規律と秩序のある教育活動を推進する。特に、いじめ、不登校など、子どもたちの多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、学校、適応指導教室及び教育相談室の相談機能の整備・充実を図る。
- 5 学校内の安全管理体制を確立し事故防止に努めるとともに、家庭・地域と連携した子どもの安全を守る体制の充実を図る。

【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長】

国際化の進展や科学技術の高度化、情報化など社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人ひとりに思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが必要である。

そのために、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

- 1 国際社会の中で活躍し、我が国の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす多様な教育手法や制度を導入・拡充する。

幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校、大学等の校種間の連携を重視した教育を推進する。また子どもが自らの資質・能力を発見し、それを生かして自己実現を図る努力を継続するよう、特色ある教育課程の編成や指導法の工夫・改善を進める。

- 2 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、子どもたちの個性や能力等に対応するため、習熟の程度に応じた少人数学習集団による指導、教科の選択幅の拡大、学習指導補助員の拡充など、個に応じた多様な教育を推進する。

また、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果に基づき、各小・中学校で「授業改善推進プラン」の作成・実施を核として授業改善を推進する。

- 3 子どもたちの職業的（進路）発達を促すために、職場体験やガイダンス機能を生かして自己理解や職業理解を深めさせるとともに、子ども一人ひとりの勤労観・職業観をはぐくむキャリア教育を推進する。
- 4 障害のある子どもが個々の教育ニーズに応じた指導が受けられるよう、一人ひとりの実態を適切に把

握し、個性や能力が十分伸長されるよう、個別の指導計画に基づいた指導を徹底するとともに、心身障害学級と通常の学級との連携・交流を図るなど、心身障害教育の充実を図る。

- 5 日本や世界の文化・伝統に触れる機会の充実を図り、郷土福生への愛着心や誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深め、世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てる教育を推進する。

特に、英語教育指導員事業の充実及び小学校における英語活動への積極的活用を図るとともに、多くの外国人との交流による国際理解教育を推進する。

【基本方針3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

活力ある社会の実現と個々人の豊かな生活の実現を目指すとともに、一人ひとりが社会に貢献できるようにすることが必要である。

そのために、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツ・レクリエーションに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

- 1 市民の身近な生活課題から専門的な課題まで、多様な学習要求に応えるため、また完全学校週5日制なども踏まえ、生涯学習の振興を図る。
- 2 家庭や地域社会の教育力の向上を図るため、地域に根ざした社会教育活動を展開するとともに、生涯学習関連機関との連携、市民の学習や交流の場の提供、市民の諸活動に関する的確な情報を提供する。また公民館や図書館等社会教育施設の整備・充実を図り、広域連携のもとに生涯学習を支援する。
- 3 市民が芸術・伝統文化などに親しみ、文化活動などに参加できる機会を提供するとともに、市の文化施設の維持・管理及び充実・活用を図る。
- 4 市の文化遺産や歴史的環境、資料の保存・活用を図るとともに、郷土理解の推進のため、市史の普及を図る。
- 5 市民の健康づくりを進めるため、体育施設やスポーツ教室等の一層の充実を図るとともに、活動組織づくりや指導者養成等の支援に努める。
また、市民が生涯を通じて身近なところで気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、生き生きとした市民生活を送ることができるよう、各種事業の充実にも努めるとともに、多摩川などの豊かな自然を生かした活動の機会や場を提供する。

【基本方針4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進】

学校・家庭・地域の協働とすべての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが必要である。

そのために、東京都教育委員会や他区市町村教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、効果的・効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進める。

- 1 学校評議員制の活用及び外部評価を導入した学校評価の組織的・計画的な実施により、保護者や地域住民の教育への参画を促進し、開かれた学校づくりを一層推進する。特に道徳授業地区公開講座並びに学校の教育活動については、今後とも積極的に公開する。
- 2 学校教育の改善に対する各学校の自律的取組を進めるため、校長のリーダーシップの確立及び主幹の活用を図るとともに、学校の組織的な課題対応能力を向上させる。
- 3 教員の資質・能力の向上を図るため、教員のライフステージに応じた研修体系に基づいて教員研修を一層充実する。
- 4 「福生市地域まなびあいボランティア」など、学校外の人材を活用し、積極的に地域社会との連携を図り、特色ある教育活動を推進するとともに、学校運営の一層の改善に努める。
- 5 学校をはじめとする教育施設は「市民の共有財産」であるとの観点から、学校施設・機能の開放や市の施設の一層の効率的な有効活用に努める。
- 6 子どもたちの登下校時などにおける安全の確保を図るため、学校・家庭・地域並びに関係機関との協働による事業を実施し一層の充実に努める。

3 社会教育の体系と主要施策





